

大紀監第 67 号
令和8年3月27日

請求人 様

大紀町監査委員 小倉 齊

大紀町監査委員 中桐 周平

住民監査請求に基づく監査結果について（通知）

地方自治法第242条第1項に基づき令和8年2月2日付けで提出された住民監査請求書について、監査委員の合議によりその結果を次のとおり決定したので、同条第5項の規定に基づき通知します。

住民監査請求に基づく監査結果について

第1 請求人

請求人 住所 大紀町
氏名

第2 請求書の提出日

令和8年2月2日
令和8年2月12日（補正申出書）

第3 請求書の受理

令和8年2月3日受付の本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、2月3日付けで受理した。

第4 請求書の要旨・理由（原文のとおり）

<令和8年2月2日付け請求分>

1. 要旨

大紀町が進めている「大紀町新庁舎建設計画」は、その根拠となる大紀町新庁舎建設基本構想（以下「基本構想」という）が、議会の議決を経ずに執行されている可能性が極めて高い。

これは、地方自治法第96条第2項および関係条例との整合性に重大な疑義を生じさせるものである。

さらに、基本構想の内容には、計画年度の矛盾、職員数算定の不整合、財源計画の不透明性など、計画の信頼性を根本から揺るがす問題が多数存在する。

よって、地方自治法第242条の第1項に基づき、以下の事項について監査を求める。

- ・基本構想の策定および変更手続きが法令・条例に適合しているか
- ・基本構想に基づく新庁舎建設計画の執行（委託契約、発注準備、財源計画等）が適法・適正か
- ・違法または不当と認められる場合の、関係職員への責任追及および是正措置

2. 理由

基本構想が違法または著しく不当な内容である以上、これを前提として進められている新庁舎建設に関する契約、発注準備等の支出等の財務会計も、当然に違法または不当となるおそれが高い。これらの財務会計行為は、大紀町長および大紀町執行機関によって行われているものである。したがって、監査委員は基本構想の適法性・妥当性ととも、これを前提として大紀町長および執行機関が行った、あるいは行おうとしている財務会計行為について、以下の必要な措置を講ずるよう請求する。

すなわち、

- (1) 違法または不当な財務会計行為の防止および是正
- (2) 大紀町長および執行機関が必要な行為を怠っている事実がある場合のその是正
- (3) 違法または不当な行為または怠る事実によって生じた損害がある場合の補填措置
- (4) 契約締結の中止、支出の停止、その他の差し止め措置、を講ずることを求めるものである。

<令和8年2月12日付け補正申出分>

3. 補正申出の趣旨

「大紀町新庁舎建設計画に関する住民監査請求書」について、新たに判明した以下の事実を監査対象として追加し、補正を申し出る。

4. 補正の理由

本件は、既に監査請求で指摘した、基本構想の議会未議決、関係条例違反の疑い、財源計画の不透明性、教育委員会の不存在決定などの重大な手続き瑕疵に加え、新たに判明した町長の請願不回答および委託契約の違法性、さらに議長の監督責任の不履行という重要な事実を踏まえたものである。

これらの事実は、行政手続きの適法性・説明責任・議会の議決権の保障という地方自治の根幹に重大な影響を及ぼすものであり、監査委員による審査について看過できない。

監査請求の内容が事実関係を正確に反映し、適切な判断が行われるよう必要な補正を加える。

第5 監査の実施

1 請求人による陳述及び証拠書類の提出

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、次のとおり実施した。

日時：令和8年3月12日（木）午後1時23分～1時48分

場所：大紀町役場 議会棟 小会議室

2 執行部に対する事情聴取

本請求に係る執行部に対し、次のとおり実施した。

日時：令和8年3月12日（木）午後2時30分～3時16分

場所：大紀町役場 議会棟 小会議室

第6 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 事実及び理由

本件請求における請求人の主張の概要は、以下のとおりである。

請求人は、大紀町が策定した「大紀町新庁舎建設基本構想」（以下「本件基本構想」という。）が、地方自治法第 96 条第 2 項、及び大紀町の「地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議決すべき事件を定める条例」（以下「町条例」という。）第 2 条第 1 号に定める議会の議決を経っていないことから違法であり、これを前提として執行される本件新庁舎建設に係る財務会計上の行為（以下「本件各財務会計行為」という。）もまた、当然に違法または不当であると主張する。

すなわち、本件各財務会計行為の先行行為である本件基本構想の策定手続きに瑕疵があることを理由に、後行の公金支出等の違法性を問うものであると解される。

財務会計上の行為の原因となった先行行為に違法性がある場合、それに続く財務会計上の行為の効力に影響を及ぼすか否かについては、最高裁判所の判例（最高裁平成 4 年 12 月 15 日判決（昭和 61 年（行ツ）第 133 号）及び（最高裁平成 15 年 1 月 17 日判決（平成 12 年（行ツ）第 369 号）の法理に照らし、「先行行為が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する場合」に限り、後行の財務会計上の行為も違法となると解するのが相当である。

また、不当性についても、財務会計上の裁量を逸脱・濫用し、公金の支出として著しく妥当性を欠く場合に準じて判断すべきである。

したがって、先行行為である本件基本構想の策定手続きが法令等に適合するかを検証した上で、後行となる本件各財務会計行為の違法・不当性の有無について検討する。

なお、当監査では、あくまで地方自治法第 242 条第 1 項の請求に基づく監査であり、違法・不当な財務会計上の行為によって生じた損害の有無を審議するという住民監査請求の制度趣旨に基づいて実施し、契約事務の手続きや委託金額の違法性・不当性に限って監査対象としたが、念のため、以下、請求人が主張する「請求の理由」ごとに検討を行う。

（1）議会の議決を経ずに基本構想が執行されている点について

請求人は、本件基本構想が地方自治法第 96 条第 2 項および町条例に基づく議決を経していない点に重大な瑕疵があると主張する。これに対し、当監査委員は以下のとおり判断する。

①条例上の「基本構想」との峻別

町条例第 2 条第 1 号に規定される「基本構想」は、かつて地方自治法第 2 条第 4 項（平成 23 年廃止）により策定が義務付けられていた、自治体運営の全般を規定する「総合計画」としての基本構想を指すものである。

これに対し、本件基本構想は、庁舎建設という特定の事務事業を推進するために策定された個別施策の指針にすぎない。したがって、本件基本構想が同条例の規定する議決事件に該当しないとする町の弁明には合理性がある。

②地方自治法上の権限分配の原則

地方自治法第 96 条第 1 項は議会の議決事項を限定列挙しており、同条第 2 項は条例

によってこれを選択的に追加できることを定めている。

請求人は「自治体の将来に重要な影響を及ぼす行為は議決を要する」と主張するが、法または条例に具体的定めのない事項については、執行機関（町長）の執行権限に属するのが地方自治法の基本原則である。本件基本構想は、法第 96 条第 1 項各号に掲げられた事項には当たらず、条例による追加指定もない以上、議会の議決を経ないことが直ちに違法となるものではない。

③本件基本構想の議決の有無と本件各財務会計行為の適法性との関係について

仮に、請求人が主張するように本件基本構想が議会の議決を要する性質のものであったと仮定しても、本件各財務会計行為に係る予算は、予算案として別途議会に提出され、審議・可決されているものである。

したがって、計画の策定手続きに仮に形式上の不備があったとしても、その後の具体的支出が議会の予算統制下で行われている以上、「予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵」が存するとは認められず、本件各財務会計行為は違法または不当であるとの結論には至らないものと解するのが相当である。

(2) 基本構想の策定過程および住民合意形成の妥当性について

請求人は、基本構想の策定にあたり、透明性の欠如、住民意見の反映不足、および議会手続き前の執行準備などを理由に、財務会計行為の不当性を主張している。

これに対し、当監査委員は以下のとおり判断する。

①基本構想策定過程の透明性について

請求人は、基本方針の検討や実質的な審議が行われておらず透明性が欠如していると主張する。

しかし、関係職員への調査及び書類確認によれば、本件基本構想は、執行部と専門機関である三重県建設技術センターとの間で 12 回に及ぶ協議や先進地の視察を経て策定され、令和 7 年 3 月には議会へ基本構想（案）として報告されている。

本件基本構想は、新庁舎整備の必要性や基本方針、想定規模を整理した「検討資料」としての性格を有するものであり、その策定手法や検討回数の多寡は、執行機関の広範な裁量に委ねられている事項である。

したがって、当該策定過程において社会通念上著しく妥当性を欠くような事実は認められず、行政手続きとしての透明性が欠如しているとは断定できない。

②住民意見の反映手続きについて

請求人は、パブリックコメント等の住民意見が実質的に反映されていないと主張する。調査によれば、町はパブリックコメントを実施し、寄せられた多種多様な意見に対して行政側の考え方を付して全件公表するとともに、町ホームページや各支所での閲覧を可能にするなど、適切な周知措置を講じていることが確認できた。寄せられた意見をどのように計画へ反映、調整するかは、行政の政策的判断（裁量）に属する事柄であり、手続きが適正に踏まれている以上、住民意思の考慮において特段不適切な事情は認められ

ない。

③予算議決前の事前協議について

請求人は、令和7年9月の委託事業予算の議決前に、三重県建設技術センターと打ち合わせを行っていることを不当と主張する。

しかし、調査によれば、当該打ち合わせは庁舎建設に伴う事務的な事前協議であり、予算の執行や公金の支出を伴うものではない。

予算成立に備えた準備行為としての事前協議の時期や手法は、行政事務を円滑に遂行するための裁量の範囲内であり、これが財務会計上の違法または不当な行為（裁量権の逸脱・濫用）に該当すると認める事情はない。

(3) 基本構想の内容の整合性および合理性について

請求人は、教育委員会との協議不足、行政事務の効率性や住民サービスの低下、計画年度の誤り、職員数算定の不備、支所体制と防災上の問題、財源計画の不透明性などを挙げ、本件基本構想は信頼性を欠き、ひいては本件各財務会計行為も違法・不当であると主張する。

これに対し、当監査委員は以下のとおり判断する。

①教育委員会事務局の集約移転に係る手続きについて

請求人は、教育委員会との事前の協議、決定がないことを問題視している。

しかし、教育委員会事務局の庁舎内での配置や集約化は、町全体の行政組織の効率化を図るための「行政上の計画」であり、教育委員会自体の独立した議決事項には当たらないとする町の弁明には合理性がある。

事務局の配置を含む庁舎整備計画の策定は執行機関の裁量権に属する事項であり、当該協議の欠如をもって直ちに計画の合理性が否定されるものではない。

②行政事務の効率性及び住民サービスの低下について

請求人は、現状の分庁舎体制でも支障はないと主張する。

しかし、防災、水産、教育の各部門が分散している現状に対し、迅速な意思決定や連携強化のために本庁舎へ集約することは、行政運営の効率化という観点から一定の合理性が認められる。

どのような庁舎体制が住民サービスに資するかという判断は、町長に委ねられた政策的判断の範疇であり、裁量権を逸脱・濫用した事実は認められない。

③計画年度の誤記について

請求人は、計画年度の矛盾（令和15年度と13年度の混在）を指摘する。

これについては、調査の結果、事務的誤記であり、今後速やかに修正されることを確認した。このような誤記は計画の本質的な合理性を左右するものではなく、財務会計行為を違法とする理由には当たらない。

④計画職員数の算定および人口変動の反映について

請求人は、職員数の算定根拠や将来の人口予測との整合性が不十分であると主張する。

しかし、本件基本構想における職員数は、あくまで新庁舎の想定規模（面積基準）を算出するための「試算値」である。

具体的な職員配置や精緻な床面積の確定は、今後の基本設計および実施設計の段階で検討されるべき性質のものであり、現時点での試算値をもって、直ちに過剰投資や不当な支出と断定することはできない。

⑤支所体制と防災上の問題について

請求人は、防災安全課等の集約に否定的な意見を述べている。

これに対し、災害対策本部機能の強化という観点から、司令塔となる本庁舎に専門部署を集約させるという町の判断には、専門的な合理性が認められる。防災体制の構築は高度な政策的判断を伴うものであり、執行部の判断が社会通念上、著しく不当であるとは言えない。

⑥財源計画の透明性および財政への影響について

請求人は、事業費や財源計画が不透明であると主張する。

しかし、提示されている約 30 億円という事業費は他の自治体の事例に基づいた概算であり、財政健全化判断比率等への影響も考慮されていることが確認できた。将来の財政負担と新庁舎建設の必要性のバランスをどう取るかは、まさに行政側の広範な裁量に属する事項である。現時点で、町が負担可能な範囲を超えた支出を強行しようとしているなどの、裁量権を逸脱した事実は認められない。

(4) 補正申出事項及び口頭意見陳述における指摘事項について

請求人は、補正申出及び口頭意見陳述において新庁舎建設に係る議決の必須性、議長の監督責任、委託契約の違法性、請願への不回答（誠実処理義務違反）、及び委託契約の分割による議決回避の意図などを追加で主張している。

これに対し、当監査委員は以下のとおり判断する。

①新庁舎建設における議会の議決および議長の監督責任について

請求人は、新庁舎建設には議会の議決が必須であり、これがないまま事業を進行させることは議長の監督責任不履行にあたることを主張する。

これらについては、本報告書「第6の2の(1)」で述べたとおり、本件基本構想は条例上の議決事件には該当せず、法または条例に定めのない事項は執行機関の権限に属する。

したがって、議決を経していないことをもって直ちに違法・不当とする請求人の主張には理由がない。

②基本構想および発注方式に関する委託契約について

請求人は、基本構想支援業務および発注方式支援業務に係る委託契約が、議会の手続きを経ない独断によるものであり、違法・不当な財務会計行為に該当すると主張する。

しかし、関係職員への調査によれば、当該支出は法令および予算に基づき適正な手続きにより執行されている。

そもそも、基本構想の策定とその後の庁舎建設に関する財務会計行為は、それぞれ別個独立の行為であり、直接の関連はなく、先行する基本構想の策定状況が直ちに後続の財務会計行為を制限する要因となるものではない。

したがって、当該支出が裁量権を逸脱・濫用したものと認める事情はなく、違法または不当な公金支出とは認められない。

③町長宛の請願書の対応と誠実処理義務について

請求人は、新庁舎建設計画の見直しに関する請願書に対し、回答がないことを町長の「誠実処理義務」に反する不適切な対応であると主張する。

調査によれば、町は請願主旨と本住民監査請求の内容と密接に関連することから、監査の経過を見極めた上で回答を行う判断をし、令和8年2月20日付けで回答文書を伝達している。

請願の処理における「誠実」の程度や回答の時期については、行政運営の合理性の範囲内で町長に委ねられており、請求人が指定する期限に法的に拘束されるものではない。本件における対応の経緯に照らせば、町長が誠実処理義務に著しく違反し、それが財務会計上の行為を違法・不当ならしめるほどの瑕疵があるとは認められない。

(5) 新庁舎関連契約の一体性と議決回避の意図について

請求人は、新庁舎関連契約をはじめとする一連の委託契約が、「実質的に一体の契約」に該当するものであり、「議会の議決を回避する目的で意図的に分割された」ものであると主張する。

しかし、調査によれば、各委託契約（基本構想支援、発注方式支援）は、それぞれ業務内容、履行期間および目的を異にするものであり、事務執行上の必要性に応じて各年度の予算に基づき適正な手続きにより執行されている。これらの契約を一括して発注すべき法的拘束力はなく、また、議会の議決権を不当に制限する目的で意図的に分割発注を行ったと認めるべき客観的な事実は認められない。

したがって、当該支出が財務会計上の違法・不当な行為に該当するとの請求人の主張は採用できない。

第7 結論

以上のとおり検討した結果、本件各財務会計行為の先行行為である「本件基本構想」について、議会の議決を要するとの法的根拠は認められず、その策定手続きに違法性はない。

また、本件各財務会計行為そのものについても、法令および議決された予算に基づき、適正な手続きにより行われている。その内容および決定プロセスにおいて、最高裁判例の示す「予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵」は存せず、行政側の裁量権を逸脱または濫用したと認めるべき事情も認められない。

よって、本件公金の支出等が財務会計上、違法または不当であるとは認められないため、本件請求を棄却する。

以上